

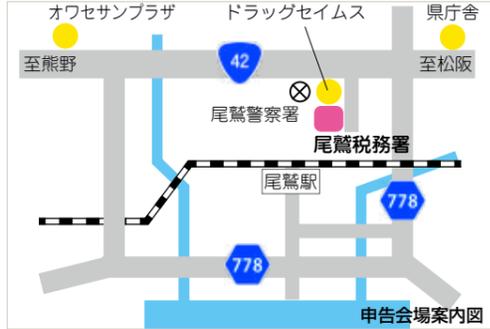
確定申告の相談会場は「尾鷲税務署」です

尾鷲税務署からのお知らせ

◆ 申告会場のお知らせ

尾鷲税務署の確定申告会場は、左図のとおりです。

【会場】 尾鷲税務署
尾鷲市末広町1番30号
【開設期間】 2月16日(水)～3月15日(火) ※土日祝を除く
【相談時間】 午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)
※開設期間以外の申告相談は、電話での事前予約が必要です。



◆ 申告会場(尾鷲)への来場には入場整理券が必要です

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された入場整理券が必要です。

入場整理券は会場当日配布しますが、LINEを通じてオンライン事前発行も可能です。次のQRコードから国税庁LINEアカウントを友だち追加してください。



国税庁LINE

- ① 検温により37.5度以上の発熱のある方、咳など風邪の症状がある方などは入場できません。
- ② マスクの着用、手指の消毒の徹底をお願いします。
- ③ できる限り少人数で来場してください。

◆ 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することが出来ます。

作成した申告書は、印刷して書面で提出するか、e-Taxで直接送信することも出来ます。



確定申告書等作成コーナー

下記の下記のQRコードからも確認できます。いつでも利用可能で、初めての方でも操作がしやすいので、平日お仕事などで忙しく申告会場に行くのが困難な方は、ぜひご利用ください。▼詳しくは、尾鷲税務署(☎0597-2212224)までお問い合わせください。

対象となる世帯には確認書が届きます

住民税均等割非課税等の世帯に臨時特別給付金10万円を給付します

町では、令和3年12月10日現在、町の住民基本台帳に登録されている方で、令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯や、令和3年1月以降で新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯(家計急変世帯)を給付します。

◆ 給付を受けるには 確認書の提出が必要です

令和3年度住民税均等割が非課税の世帯には、世帯主宛に町から令和4年1月28日(金)以降、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

確認書が届いたら、中身を確認し、記載されている給付金振り込み口座に誤りがないかを確認のうえ、下記の確認事項に間違いがなければ、確認書のチェック欄にチェックを入れて、添付書類とともに

に、返信用封筒にて提出期限までに、役場福祉課まで提出してください。

【確認事項】

- ① 世帯全員が、住民税が課されているほかの親族などの扶養を受けていないこと。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、未申告である者がいないこと。

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、できる限り返信用封筒での提出にご協力をお願いします。

◆ 家計が急変した世帯は 申請が必要です

令和3年度住民税は課税されており、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯(家計急変世帯)の方は、収入が減少したことを役場福祉課まで申請することで、給付金を受け取ることが出来ます。

また、申請する際には、収入が減少したことを申し

水道料金が大幅に増えたりしていませんか？

ご家庭で漏水のチェックができます



もし漏水していたら、町が指定しているお近くの水道工事店に修理を依頼してください。

また、修理後は減額申請を提出していただくことにより、直近の4か月を減額対象期間として、うち漏水量の多い最大3か月分を減額して還付します(個人で修理した場合は減額の対象にはなりません)。

▶詳しくは、役場環境衛生課(☎33-0343)までお問い合わせください。

水道料金が前月より大幅に増えた場合には、漏水している可能性があります。ご家庭でできる簡単な漏水チェック方法がありますので、ぜひ一度確認してみてください。

【確認方法】

- ① 家の中の蛇口をすべて閉めて、水道水が使用されていないことを確認する。
- ② その状態でご家庭にある水道メーターの円盤(パイロットマーク)のような形をした箇所が動いていれば漏水しています。→正常なら動きません。



表① 家計急変世帯などの休日受付

月/日	受付時間	場所
2月5日(土)	午前9時～午後6時 ※正午～午後1時を除く。	役場福祉課窓口
2月6日(日)		

※来庁の際には、収入が減少した月の給与明細など、収入が減少したことがわかる書類などをご持参ください

立てる収入にかかる給与明細書や年金振込通知書などの収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額が分かる書類の添付が必要となります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したが、家計急変世帯での給付対象になるかどうか分からない場合は、一度、役場福祉課までご相談ください。

◆ 確認書・申請書提出期間は 令和4年4月27日(水)まで

確認書・申請書の提出期限は、令和4年4月27日(水)までです。給付の対象となる方は、期限までに役場福祉課まで、ご提出ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したなど、家計急変世帯を対象とした休日受付を、表①のとおり実施しますので、家計が急変された方で、仕事の都合などで平日に来庁できない方はご活用ください。

▼住民税非課税世帯等に對する臨時特別給付金について、詳しくは役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。